

事務連絡
令和3年1月22日

関係各位

都市計画課長 宗岡 卓也
(都市計画課 下水道工務係)

遠賀町農業集落排水施設（遠賀北部地区）における
共同住宅（アパート）の接続について

平素より町行政にご理解ご協力頂きありがとうございます。

これまで、遠賀北部地区（別図参照）における共同住宅（アパート）の新築協議につきましても、平成17年8月の供用開始以降、汚水処理施設の処理能力に余裕がないことから、個別に合併処理浄化槽を設置して頂いておりました。しかしながら、近年、遠賀北部地区の居住人口の減少により、汚水処理施設の処理人口に余裕が生まれております。

このことを受け、令和3年度より、個別協議をさせて頂き、下記の条件を満たす場合については、共同住宅（アパート）の接続を承認することといたします。つきましては、該当の案件がございましたら早めの協議をお願いいたします。

記

- 汚水処理施設の処理能力の範囲内であること。
- 接続する管路の流下能力及び下流のポンプ施設の送水能力を超えないこと。
- 計画当たりの「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」により算定した処理算定人員が30人未満であること。
- 分担金または加入金の納付が必要となります。
- 公共柵及び取付管工事については、申請地が既存の管路施設に隣接し、通常を取付管工事で接続可能な場合は、町の費用で施工します。開発行為および通常を取付管工事で接続できない場合は、申請者の負担となります。

◆問い合わせ 遠賀町役場 都市計画課 下水道工務係 Tel.093-293-1234

別図

※農業集落排水施設は公共下水道施設と違い、処理対象人口が限定されており、工場や事業場等からの事業に伴う排水は対象としておらず、生活排水のみを受け入れ処理する合併処理浄化槽施設です。このため、処理能力には上限があります。

